

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情
（生活振興環境委員会付託）

受理番号 第 65 号 受理年月日 平成 23 年 11 月 16 日
付託年月日 平成 23 年 11 月 24 日
陳情者
.

陳情原文 「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形を取っており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。

国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など 10 万人以上が、この「協同労働」という働き方で 20 年、30 年という長い歴史の中で働いてきましたが、「自分たちの働き方に見合った法人格がほしい」、「労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めて活動を続けてまいりました。

その甲斐あって、この働き方や法人を認めるための「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で 221 名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まりました。（別紙参照）

この「協同労働の協同組合」は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための「組織」として期待されています。

私たちは、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな法制化を強く要望いたします。だれもが、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものです。

江戸川区議会におかれましても、本陳情の趣旨についてご審議いただき、決議の上、「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と、速やかな制定を求める意見書を採用し、政府及び関係行政官庁あてにご提出いただきたく陳情いたします。